

## 地域社会学会 著作権規定

- 第 1 条 本規定は、地域社会学会（以下「本学会」という）の学会誌である『地域社会学会年報』（以下『年報』という）ならびに『地域社会学会会報』（以下『会報』という）に投稿される論文等著作物の著作権について定める。
- 第 2 条 本規定における著作権とは、著作権法第 21 条から第 28 条に規定される著作財産権（複製権、上演権及び演奏権、上映権、公衆送信権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する原作者の権利）ならびに同第 18 条から第 20 条に規定される著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）のことをいう。
- 第 3 条 『年報』ならびに『会報』に投稿される論文等著作物の著作財産権については、本学会に最終原稿が投稿された時点から、本学会に帰属する。
- 第 4 条 『年報』ならびに『会報』に投稿される論文等著作物の著作者人格権については、著作者に帰属する。ただし、著作者は、本学会および本学会が論文等著作物の利用を許諾した第三者にたいして、これを行使しない。
- 第 5 条 第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、本学会は、編集委員会において審議し、適当と認めたものについて、申請に応ずることができる。
- 2 前項の措置によって、第三者から本学会に対価が支払われた場合、その対価は本学会の活動のために利用する。
- 第 6 条 著作者が、自身の論文等著作物を、自身の用途のために利用する場合は、本学会は、これに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。ただし、著作者は、本学会に事前に申し出をおこなったうえ、利用する論文等著作物のなかに、当該の『年報』あるいは『会報』が出典である旨を明記する。
- 第 7 条 『年報』ならびに『会報』に投稿された論文等著作物が第三者の著作権を侵害する問題が生じた場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図る。
- 第 8 条 本規定は、2014 年 5 月 10 日から発効する。